

別紙 1 ー本事業全体に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

A

No	チェック項目	掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				
					確認者 1次確認者	確認者 2次確認者	適合	確認記録 確認時期	備考
A-1	IV 本事業全般 1. 事業条件 (1) FIT認定の取得 ①再整備業務対象施設 県は、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所（以下「再整備業務対象施設」という。）について、事業者に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）第3条第13号又は第15号に規定する発電設備の区分等（2020年度まで適用される買取価格のものに限る。以下「新設区分」という。）による同法第9条に規定する発電事業計画の認定が可能な計画の立案、経済産業省による認定の取得及び認定された計画の内容による整備の実施を求める。 事業者は、再整備業務対象施設について、自らの責任と費用負担のもと、監督官庁（以下、法令に基づく各種申請等の許可権限を有し、事業の監督を行う機関を「監督官庁」という。）、関係機関（以下、事業実施に伴い、協議、調整や協力等が必要とされる県、市町村、事務組合他の機関または団体を「関係機関」という。）及び一般送配電事業者等との協議・申請等を行ったうえで発電事業計画の認定を受けること。なお、FIT制度では、FIT認定の取得日の翌日から2年以内の既存発電設備の廃止、FIT認定の取得日から7年以内の発電設備の運転再開が求められることを十分勘案のうえ、業務を遂行すること。	要求水準書 P11	B-1でモニタリング	—					
A-2	②春米発電所 事業者は、法令等に従い、設備認定に関する変更認定申請等、必要な手続きを行うこと。県は、事業者の行う申請等に関し、可能な限りの協力を行う。また、県が行う手続きや申請等が生じた場合、事業者は、関係書類の作成等に協力すること。	要求水準書 P11	・事業計画変更認定通知書	2020年8月末日					
A-3	本事業の事業用地、施設の配置を開示資料「土地使用権限資料」に示す。運営権設定対象施設は事業用地内に配置することを基本とするが、事業用地外に配置する場合は、事業者の責任と費用負担により、用地を確保すること。 事業者は、工事用地（小鹿第一発電所）、工事用地（小鹿第二発電所）、工事用地（春米発電所）及び工事用地（日野川第一発電所）において示す鳥取県企業局所有地以外の、鳥取県企業局が運営権設定対象施設に関して使用権限等を確保している土地を使用することができる。ただしこの場合、隣接する土地の所有者との調整の一切については、事業者の費用と責任において行うものとする。県は、事業者が行う土地所有者との交渉について、可能な限り協力する。	要求水準書 P11	事業報告会でモニタリング						
A-4	事業者は、一般送配電事業者との接続、電力供給等に関する協議・調整を行い、必要な契約を事業者の責任と費用により実施すること。特にFIT制度に係る協議、契約については、FIT制度をよく理解したうえで遅滞なく実施すること。なお、県は、必要に応じて、事業者に対して協力する。	要求水準書 P12	C-11でモニタリング	2021年3月末日					
A-5	本事業における流水占用とダムに関する河川法上の責任は県が負う。事業者は、県との特定事業契約及び本要求水準書に従い、自らの役割であるダムの水位等の観測、観測結果に基づくダムの操作、関係機関への通報等の業務について責任をもって担うこと。その不履行があると認められる場合は、県に対して責任を負うこと。 県が設置する河川法上の工作物（事業対象施設に限る。）の管理、運営に起因して第三者に対する損害が発生し、その賠償義務が生じた場合は、県が責任を負う。ただし、その損害の発生が、事業者による特定事業契約及び本要求水準書に違反・逸脱した管理、運営に起因すると認められる場合、県は、事業者に対して賠償額相当額を求償することができる。 河川法に関連する主な条文における県と事業者の役割は表-8のとおりである。	要求水準書 P12	A-8, A-9, C-11, C-16, C-18, C-33, C-34, C-35, C-39, C-44, C-45, C-46, C-47, C-48, C-50, C-51, C-53, C-54, C-55, C-56, C-58, C-59でモニタリング	—	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・A-8, C-18, C-34, C-45, C-46, C-47, C-48, C-53, C-54で確認
A-6	事業者が使用する監視制御システムの開発期間の範囲内で県と事業者が合意した期間（以下「県受託期間」という。）の若荷谷ダムのダム管理主任技術者は、春米発電所運営維持業務委託契約に基づき、県がこれを選任・配置するとともに河川法の定めに従い監督官庁へ届出を行う。 事業者は、県受託期間の満了日の翌日以降は、事業者自らダム管理主任技術者を選任・配置するものとし、当該技術者について県が河川法に基づく手続を行うのに必要な書類を作成し、予め県に報告すること。	要求水準書 P13	C-44でモニタリング	—	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・C-44で確認
A-7	事業者による小鹿第一発電所の再整備業務期間中、中津ダムに関しては、県がダム管理主任技術者を選任し、県が河川法の定めに従い監督官庁へ届出を行う。 再整備業務終了後は、事業者自らが当該技術者を選任・配置するものとし、当該技術者について県が河川法に基づく手続を行うのに必要な書類を作成し、予め県に報告すること。	要求水準書 P13	C-44でモニタリング	—	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・C-44で確認

別紙1ー本事業全体に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地：今回モニタリング対象項目・グレー着色：今回モニタリング対象外）

A

No	チェック項目	掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				
					確認者 1次確認者	確認者 2次確認者	適合	確認記録 確認時期	備考
A-8	事業者は、県が監督官庁へ届出を行った管理主任技術者のもと、中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程（以下、両規程を総称して「ダム操作規程」という。）を遵守してダム操作を確実に実施すること。また、県がダム操作規程を改定した場合は、速やかに改定内容を事業者に通知する。事業者は、その改定内容を十分確認・理解し、関係する職員に周知のうえ、安全・確実な操作を実施すること。	要求水準書 P13	・発電記録日誌 ・ダム運用記録日誌 ・ダム運用記録月報 ・ダム放流に関する情報	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・発電記録日誌 ・ダム運用記録日誌 ・ダム運用記録月報 ・ダム放流に関する情報 以上を確認 C-18と同じ
A-9	河川法第23条に基づく流水の占有者は、本事業開始後においても、県とする（以下同条に基づく流水占有の権利を「水利権」という。）。事業者は、県が許可を取得している水利使用規則及び取水規程等に記載された事項を遵守するとともに、各取水設備における最大取水量及び取水制限流量の規定を厳守すること。また、県が河川管理者から報告を求められた場合、事業者は、県の指示に従い、必要な資料の作成、とりまとめを行う等、県に協力すること。水利権の更新や変更等の許可申請・届出が必要となった場合も同様に、県の指示に従い、必要な資料の作成・とりまとめ、河川管理者から求められる各種調査等の実施、県が河川管理者と行う協議・報告への同席、県による説明の支援等、必要な協力を行うこと。現在許可を受けている水利権は、20年毎の更新が必要となる。各水利権の許可期限は、表-9の通りである。なお、水利権に関する業務等で生じる費用は、事業者の負担とする。	要求水準書 P14	・水利使用規則 ・日流量年報（各取水口取水量） ・日流量年報（ダム貯水量、流入量、使用水量、放流量） ・取水規程	・開催月の翌月末	所長	事業統括責任者	適合	2025/10/6	・日野川第一発電所 取水規程の変更承認を確認（8/6）
A-10	日野川第一発電所は、国土交通省所管の多目的ダムである菅沢ダムから取水し、発電を行っている。県は現在、特定多目的ダム法に基づくダム使用者であり、また河川法に基づく水利使用者であるが、日野川第一発電所への公共施設等運営権設定後も引き続きこれらの権利等は県が保有する。 事業者は、水利使用規則で定める取水量の範囲内で運用すること。また、渇水調整会議及び調整会議以外の県と河川管理者が行う日々の水位調整にも応じること。 なお、特定多目的ダム法に基づく管理費用については、県が引き続き国に納付する。 上記を踏まえた特定多目的ダム法に関連する主な条文における県と事業者の役割を表-10に示す。	要求水準書 P14	A-9、C-58でモニタリング	—	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・A-9、C-58で確認
A-11	事業者は、運営維持業務期間中、電気事業法に基づく発電事業者としての責任を負うこと。事業者は、法令等に従い、自らの責任と費用負担のもと、電気事業法に係るすべての行為を実施すること。	要求水準書 P15	1・電気主任技術者選任届出 ・ダム水路主任技術者選任届出 ・保安規程変更届 2・発電事業者届出書類 ・電力広域的運営推進機関加入書類	1 春米：2020年8月末日 小鹿第一：2024年1月末日ー2024年8月末日 小鹿第二：2023年8月末日 日野川第一：2024年11月末日以降、変更の都度1ヶ月以内 2 2023年8月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2026/4/10	・C-11で確認
A-12	事業者が使用する監視制御システムの開発期間中、春米発電所に関しては、春米発電所運営維持業務委託契約に基づき、県が電気主任技術者（第一種又は第二種）、ダム水路主任技術者（第一種又は第二種）を配置することから、事業者は電気事業法の定めに従い、県が配置する職員を有資格者として選任し、監督官庁へ届出すること。 事業者は、県受託期間の満了日の翌日以降は、事業者自らこれら技術者を配置するものとし、電気事業法に基づき監督官庁へ届出すること。またその届出内容を県へ書面で通知すること。	要求水準書 P15	・電気主任技術者選任届出 ・ダム水路主任技術者選任届出 ・保安規程変更届	2020年8月末日					
A-13	再整備業務期間中は、再整備対象施設ごとに必要な範囲内で、県が電気主任技術者、ダム水路主任技術者を選任・配置し、電気事業法の定めに従い、監督官庁へ届出を行う。事業者は、各再整備対象施設の再整備業務終了後は自らこれら技術者を選任・配置し、監督官庁へ届出るとともに、その届出内容を県へ書面で通知すること。	要求水準書 P15	・電気主任技術者選任届出 ・ダム水路主任技術者選任届出	小鹿第一：2024年1月末日ー2024年7月末日 小鹿第二：2023年8月末日 日野川第一：2024年11月末日					
A-14	事業者は、運営維持業務開始前までに、電気事業法の定めに従い、保安を確保するための保安規程を定め、監督官庁へ届出するとともに、その届出内容を県へ書面で通知すること。また、保安規程を遵守した運営維持管理を行うこと。なお、事業者は、保安規程の作成にあたり、県が既存発電設備に関し策定・届出した保安規程を参考とすることができる。	要求水準書 P15	・保安規程変更届	春米：2020年8月末日 小鹿第一：2024年1月末日ー2024年7月末日 小鹿第二：2023年8月末日 日野川第一：2024年11月末日					
A-15	事業者は、河川法に係るものを除き事業対象施設の運営維持を安全かつ効率的に行うため、保安規程をより詳細化した基準、要領、細則等の諸規程を整備し、保安規程及びこれら諸規程に従い本事業を実施すること。これら諸規程の整備にあたり、県が作成した基準、要領、細則等を参考とすることができる。参考として県が有する諸規程を表-11に示す。	要求水準書 P16	C-10、C-68、C-69でモニタリング	—					
A-16	県は、事業開始時までに過去に観測した流量資料や貯水池運用に必要な水位資料等、事業者が本事業を実施するために必要となる資料を事業者に提供する。	要求水準書 P16	県の責務の記述で要求性能確認事項外	都度					

別紙１－本事業全体に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

A

No	チェック項目	掲載箇所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	備考
A-17	物品及び役務の調達に際しては、鳥取県営企業の設置等に関する条例第16条の規定に基づき地域経済発展の観点から可能な限り県内事業者から調達すること。	要求水準書 P16	D-29, D-30でモニタリング	—	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・ D-29, D-30で確認
A-18	本事業の目的は、再生可能エネルギーの安定供給の観点から老朽化した小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所を長期的に安定した発電事業が可能な設備に再整備するとともに、春米発電所を含めた発電所を安全かつ確実に運営維持することである。事業者は、この目的を達成するため、原則として既存施設と同等以上の機能、能力を再整備業務において確保するとともに、この機能、能力が長期的に維持可能な運営維持業務を行うこと。ただし、河川水の有効利用やF I T制度に基づく事業の効率的運用等を目的として、現在の発電出力等の変更を提案し、県の承諾を受けたうえで行うことも可能とする。なお、その変更を行ったことにより発生する全ての責任及び費用については、事業者が負担するものとする。	要求水準書 P16	協議に基づく報告書 電子データの内容は以下する。 1. 日報 ①ダム運用記録日誌 2. 月報 ①運営維持業務月報 ②発電記録月報／ダム運用記録月報 ③巡視点検記録（月次） 3. 年報 ①取水量年報 4. 年間業務報告書 5. 河川法に係る記録・報告類 ①ダム堆砂量調査報告書 ②ダム変位量測定記録報告 ③ダム漏水状況報告 ④ダムゲート操作記録 ⑤ダム管理演習計画書 ⑥出水期前点検 ⑦水路工作物巡視点検（月次） ⑧水路工作物巡視点検（年次） 6. その他 ①消防設備点検業務報告書 C-18でモニタリング	—	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・ C-18で確認
A-19	事業者は、運営権設定対象施設の機能が低下しないよう日常的な巡視、点検等を実施し、劣化による機能低下が生じる可能性がある場合は事前に保全を行い、施設を正常な状態に維持すること。また、施設的美観を損なわない状態を保つよう施設の保全や清掃を行うこと。	要求水準書 P17	C-27, C-40でモニタリング	—	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・ C-40で確認
A-20	事業者は、各種法令・基準・要領等を遵守するとともに、表-12に示す開示資料等を参考に発電所建屋、その他建築物について必要な耐震性能を確保すること。	要求水準書 P17	B-27, B-55, B-73, B-115, B-138でモニタリング	—					
A-21	事業者は、本事業の実施にあたり、「第2次鳥取県環境基本計画」（平成23年度制定）を遵守し、環境に配慮した計画の立案、業務実施に努めること。	要求水準書 P17	事業遂行全体で確認される事項で、事業報告会でモニタリング	—					
A-22	事業者は、本事業の実施にあたり、景観に配慮し周辺環境との調和を図るとともに周辺地区の地域環境への配慮に努めること。	要求水準書 P17	C-26でモニタリング		所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・ C-26で確認
A-23	本事業対象施設周辺は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づく土砂災害警戒区域（イエロー区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定されている。参考に、現在の指定状況を下表-13に示す。 事業者は、とっとりWe bマップで最新の指定状況を確認し、建築設備の設置・改築等を行う場合は、法令等を遵守し適切に対応すること。	要求水準書 P17	土砂災害警戒区域等指定地に対する所轄官庁との協議事項報告書等	2021年4月末日					
A-24	事業者は、以下に示す関係法令から鳥取県の上位計画等までの諸規定等の最新版が定める内容を遵守すること。ただし、コストの低減や業務の効率化が可能な場合で、あらかじめ事業者が要求内容の変更を県へ提案し、県の承諾を得られたものは除く。この場合、事業者は、第二次提案書の提出時に、要求内容の変更を求める事項及びその変更が本事業の実施にあたり支障の生じないことを説明する資料を提出すること。	要求水準書 P18	事業遂行全体で確認される事項で、事業報告会でモニタリング	—					

別紙１－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-1	VI-1 基本事項 (1)運営維持業務の遂行体制整備 事業者は、運営維持業務開始後に円滑な事業の実施を確保するため、更新工事完了前に業務に必要な人員を確保するとともに遂行体制を構築し、かつ必要な訓練、研修等を行うこと。	要求水準書 P40	・組織図（体制図） ・教育訓練記録	春米発電所：2020年8月末日 小鹿第一発電所：2024年1月末日 小鹿第二発電所：2023年8月末日 日野川第一発電所：2024年11月末日 以降、変更の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・組織図（体制図） ・教育訓練記録を確認
C-2	運営権設定対象施設が事業者以外の第三者に不正に運転操作されることがないように措置を講じるとともに、停電や災害等で長時間操作不能となることがないように適切な安全対策を講じること。 なお、ダムの遠隔制御機能を整備する場合、その操作のためのシステムの回線は専用回線とすること。また、システムの不具合で予期せぬ洪水吐の操作が行われることがないように安全対策を講じること。	要求水準書 P40	・入退所記録簿 ・運転操作記録引継日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・入退所記録簿 ・運転操作記録引継日誌 （C-15と同じ） で不正入退場、不正操作が無いことを確認
C-3	地震及び災害時に緊急的な停止措置等が講じることができるような常時監視を行うことができるものとする。	要求水準書 P40	・遠隔制御完成図書	春米発電所：2020年8月末日（組織図） 2021年5月末日（監視システム図） 小鹿第一発電所：2024年1月末日→ 2.024年7月末日 小鹿第二発電所：2023年8月末日 日野川第一発電所：2024年11月末日 以降、変更の都度					
C-4	停電時等に運営権設定対象施設の監視制御を行えるようにシステムへの電源供給方法や事業者の運営権設定対象施設への到達時間等を考慮し、適切な容量を備える非常用電源又は無停電電源装置を設置すること。	要求水準書 P40	・倉吉統括事業所（本社オフィス）電源系統図 ・電源供給の設計方針	2021年4月末日					
C-5	中津ダム及び茗荷谷ダムのダム水位、運営権設定対象施設の発電量等の情報を県民に随時公開するシステムを整えること。公開はインターネットによる方法を想定しているが、詳細については県と協議の上、整備すること。	要求水準書 P40	・ホームページ制作仕様書	2021年4月末日					
C-6	県が春米発電所（茗荷谷ダムを含む。）に設置した監視制御システムに関わる機器については、事業者が運営維持業務期間中において継続使用しない場合、春米発電所運営維持業務委託契約終了後、事業者の責任と費用負担により撤去すること。	要求水準書 P40	・撤去工事計画書	2021年4月末日→2021年10月末日					
C-7	事業者は、運営権設定対象施設を運営維持するための管理事務所を整備し維持管理すること。管理事務所は、鳥取県内に設置することとし、法令等を遵守し、施設・設備を適切に運営維持することが可能な地域を選定すること。また、確実な事業の管理・運営が可能な施設・設備を整えること。県は、管理事務所について、新設のほか、賃貸、既存施設の買取等を認める。管理事務所の整備に係る用地については、本事業用地外においては事業者が確保し、すべての費用とリスクを事業者で負担すること。なお、本事業用地内に管理事務所、その他運営維持に使用する建物等を設置することを妨げるものではないが、設置条件等については競争的対話において県と協議を行い、県の承諾を得ること。	要求水準書 P41	仮事務所：設置場所位置図 本事務所：倉吉統括事業所（管理事務所）設置場所位置図、 レイアウト図、構造図	仮事務所：2020年8月末日 本事務所：2021年4月末日					
C-8	(3)事業終了時の引継 事業者は、原則として各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに各運営権設定対象施設の引継計画書をそれぞれ県へ提出すること。また、事業者は、各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに県に施設の運営維持業務の引き継ぎを開始し、事業終了後に施設の運転・安全に支障が無いよう引継を行うこと。	要求水準書 P41	・引継計画書	引継ぎ1年前					
C-9	事業者は、事業終了には、事業終了後に2年間、今まで運用維持の方法により管理・運営を実施すれば対象とする施設を支障無く運転できる状態が継続できる。	要求水準書 P41	・点検結果報告書 ・更新投資、保全計画 ・各種マニュアル類	引継ぎ決定後の2年間					

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-10	VI-2 運営業務 (1) 運転管理業務 事業者は、事業対象施設の仕様、特性、性能、構造、形状、運転方法、操作方法他を熟知し、安全を確認したうえで安定した効率的な運転・操作を行うこと。運転・操作方法及びその手順については、事業者が定める保安規程に基づくほか、詳細なマニュアル等を整備し、これに従い行うこと。	要求水準書 P41	・運転操作マニュアル	春米発電所：2021年5月末日（済） 茗荷谷ダム：21年10月末日 小鹿第一発電所：2024年1月末日→ 2024年7月末 小鹿第二発電所：2023年8月末日 日野川第一発電所：2024年11月末日 以降、変更の都度					
C-11	事業者は、事業期間中、関係法令に従い、届出、許認可申請、自主検査、自己確認、安全管理審査等の必要な手続きをその責任と費用により、遅滞なく適切に実施すること。また、監督官庁及び関係機関から法定検査、立ち入り調査等を求められた場合、その求めに応じること。これら検査等において、不適合事項の指摘や改善等が要求された場合は、事業者の責任と費用により、速やかな対策を県と協議の上で講ずること。 河川法に基づき県が受検するダム定期検査等、本事業に関連して県が受検又は実施する検査については、事業者は、必要な資料の作成・提供を県の要求に基づいて実施するとともに検査への立ち会い及び県の補佐を行うこと。	要求水準書 P42	1. 許認可等の申請・届出書類 2. 法定検査、立入検査報告書 3. ダム定期検査等必要資料	1. 発生の都度 2. 発生の都度 3. 検査前	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2026/4/10	・保安規程変更届（2/1）提出を確認
C-12	事業者は、電気事業法に従い、監督官庁へ発電事業の届出を行うとともに、電力広域的運営推進機関に加入すること。事業者は、電力広域的運営推進機関の定款、規約等に従い、供給計画等の各種書類の提出・報告、機関からの指示事項の履行、会費の納入等、会員としての責務を果たすこと。	要求水準書 P42	1. 発電事業者届出書類 2. 電力広域的運営推進機関加入書類	1. 2023年8月末日 2. 2023年8月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・電力広域的運営推進機関へ2025年度一般会費納入を確認（5/9）
C-13	事業者は、事故その他非常時の連絡先、連絡経路等を示した掲示を管理事務所内の見やすい場所に設置し、円滑な連絡が行えるようにすること。ここで言う連絡先とは、県、一般送配電事業者、国土交通省、経済産業省、警察署、消防署、労働基準監督署、役場、医療機関等を指す。関係連絡先に変更・修正・追加があった場合は、速やかに掲示を修正すること。	要求水準書 P42	・連絡先、連絡経路の掲示状況（写真） ・修正履歴	仮事務所：2020年8月末日 本事務所：2021年4月末日 以降変更の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・取締役変更（8/1）に伴い緊急連絡系統図の更新を確認
C-14	事業者は、一般送配電事業者と取り交わす契約、協定等に基づき、事業対象施設の運転管理業務を行うこと。また、給電、停電作業等について、一般送配電事業者と十分な協議、調整を行い、業務を実施すること。	要求水準書 P42	1. 年度作業計画（山陰制御所） 2. 停電作業要求書（山陰制御所） 3. 保護継電器試験結果（山陰制御所） 4. 春米発電所 通告・予告/通告変更（東部水力センター）	1. 前年7月 2. 計画の都度、臨時の都度 3. 必要時のみ 4. 前日12時	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	1. 年度作業計画を確認 2. 停電作業要求書を確認 3. 対象外 4. 春米発電所 予告・通告変更を確認
C-15	事業者は、事業対象となる発電所の効率的運用・災害予防を図るため、常にラジオ、テレビ、インターネット、民間の気象情報サービス等を活用して気象予報・気象情報の収集に努めること。	要求水準書 P42	・運転操作記録引継日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・運転操作記録引継日誌で気象情報を共有
C-16	(2) 監視業務 事業者は、事業対象となる発電所について、ダム・取水口の水位・流入量、水車・発電機の稼働状況・稼働予定、所内の各機器の運転・停止等の運転状況を常に把握し、関係職員に周知する体制を整えること。	要求水準書 P42	・組織図（体制図）	2020年8月末日 以降、変更の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・実施体制図を確認
C-17	事業者は、毎日の給電状況、一般送配電事業者からの受令事項、その他監視業務に必要な事項を日誌に記録し、当直職員の引継時に相互確認のうえ、確実な引継を行い、監視業務に支障を来さないようにすること。	要求水準書 P43	・運転操作記録引継日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・運転操作記録引継日誌で必要情報の引継ぎの実施を確認（C-15に同じ）

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-18	(3) 記録・報告業務 事業者は、日常業務、定期報告、停電作業、事故報告、各種試験結果に関する記録を作成し、各種法令、契約で求められる報告を県及び監督官庁、一般送配電事業者へ行うこと。また、これらを報告書としてとりまとめ、県へ報告すること。ここでいう報告書とは県と協議のうえ決定し、協議録に基づく様式において報告する。県の求めがあった場合は記録の開示に対応する。 なお、河川法に係る記録・報告類はこれまで通り県が監督官庁へ提出することから、事業者は、毎年、表-21に示す書類をとりまとめて1月10日までに県へ提出すること。また、県の求めに応じ、県が監督官庁へ行う協議等に参加し県の支援を行い協議書等にて報告する事。	要求水準書 P43	協議に基づく報告書 電子データの内容は以下する。 1. 日報 ①ダム運用記録日誌 2. 月報 ①運営維持業務月報 ②発電記録月報／ダム運用記録月報 ③巡視点検記録（月次） 3. 年報 ①取水量年報 ②巡視点検記録（年次） 4. 年間業務報告書 5. 河川法に係る記録・報告類 ①ダム堆砂量調査報告書 ②ダム変位量測定記録報告 ③ダム漏水状況報告 ④ダムゲート操作記録 ⑤ダム管理演習計画書 ⑥出水期前点検 ⑦水路工作物巡視点検（月次） ⑧水路工作物巡視点検（年次） 6. その他 ①消防設備点検業務報告書	1月～3月：4月末 4月～6月：7月末 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日 ※取水量年報は毎年1月10日迄 上記以外は毎年4月末	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	1. 日報 発電記録日誌・ダム運用記録日誌を確認 2. 月報 ①運営維持業務月報を確認 ②発電記録月報・ダム運用記録月報を確認 3. 年報 巡視点検チェックリストを確認 4. 年間業務報告書 5. 河川法に係る記録・報告 ①ダム堆砂量調査報告 ②ダム変位量測定報告 ③ダム漏水状況報告 記録を確認 ④ダムゲート操作記録 通知通報記録 ⑤ダム管理演習記録 ⑥出水期前点検記録 ⑦春米発電所水路工作物巡視 中津ダム 小鹿第一発電所 小鹿第二発電所（三朝調整池倉） 日野川第一発電所 各水路工作物巡視点検表（月次）を確認 ⑧水路工作物巡視点検（年次） 以上で確認 6. 消防設備点検業務報告書を確認
C-19	事業者は、更新工事で作成・提出した小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所の施設設備台帳及び県より引継時に提供される春米発電所の施設設備台帳を適切に保管・管理すること。事業期間中に台帳の記載内容に変更が生じた場合は、適宜変更内容を修正すること。修正を行った場合は、修正の履歴を適切に管理したうえで、県へその内容を報告するとともに、その修正版を県へ提出すること。また、県から求められた場合はいつでも提示できるようにすること。	要求水準書 P43	・施設設備台帳	小鹿第一発電所：2024年7月末日 小鹿第二発電所：2023年8月末日 日野川第一発電所：2024年11月末日 以降、毎年4月末日					
C-20	事業者は、運営維持業務期間を通じ、適宜、設備の更新投資、保全、故障履歴等を記録し、これらをまとめた台帳を整備すること。	要求水準書 P44	・設備異常管理票	毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・設備異常状態管理リストを確認
C-21	(4) その他 河川水を利用する県と地元関係者他は、春米発電所、小鹿第一発電所、第二発電所及び日野川第一発電所の運転開始以来、「春米発電河川水利用協議会」、「小鹿川河川水利用協議会」、「印賀川日野町利水協議会」及び「日野川発電日南町利水協議会」を設置し、河川水の利用について相互に調整を行ってきた。協議会の主体は本事業開始後もこれまで通り県とし、県が協議・調整を行うが、事業者は、県が行う協議会の業務に関して、出席を求められた場合は、県の指示に従うこと。	要求水準書 P44	・各利水協議会参加記録	開催の都度	所長	事業統括責任者	適合	2026/1/7	・印賀川日野町利水協議会（10/8） ・日野川発電所日南町利水協議会（10/17） ・春米発電河川水利用協議会（10/29） 参加議事録を確認
C-22	これまで県は、事業運営に関して各関係機関との調整を行うため、例年、諸会議に出席し、相互調整、協力、情報交換を行ってきた。表-22に主要な諸会議を示す。これら協議・調整はこれまで通り県が行うが、事業者は、県から要請された場合、これら協議会へ参加し、協議に加わること。	要求水準書 P44	・会議参加記録	会議の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7	・令和7年度公営電気事業経営者会議 管理者・局長会議に事業統括が出席、講演を実施（11/6）

別紙 1ー運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-23	事業者は、本事業の運営維持業務を遂行するため、関連する職員に対して必要な教育を施すこと。職員への教育には、事業対象施設の運営維持業務、業務実施上の安全確保、事業の運営維持方法等、事業運営に関するすべての事項について実施すること。また、事業者は、これら教育を定期的に実施するシステムを構築し、適切な教育が可能となるよう整備すること。	要求水準書 P44	①教育訓練基準 ②教育訓練計画 ③教育訓練記録	2020年8月末日 以降、毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・教育訓練記録を確認
C-24	事業者は、地域住民等から苦情や要望等が寄せられた場合、速やかに県へ情報提供を行うとともに、事業者の費用と責任により（ただし河川法に係るものは除く。）、迅速、かつ適切に対応を行うこと。対策等が必要な場合は、適切な対策を施すこと。また、県より、状況報告や経緯等の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うとともに、対応が完了した時点で、県へ報告すること。県に寄せられる苦情や要望等については、県は事業者へ通知し、事業者は、同様の対応を行うこと。県は、これら対応について、事業者へ適切な助言、相談、協力を行う。	要求水準書 P45	・苦情要望受付シート	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・苦情要望受付シートを確認
C-25	VI-3 維持管理業務 (1)巡視・点検業務 事業者は、事業対象施設の保安を確保するため、巡視、点検を行うこと。ここでいう「巡視」、「点検」とは以下の通り。 「巡視」：事業対象施設の異常の早期発見のため、主として、目視により外観及び計器表示等を見回り、運転支障を伴わない範囲の軽微な手入れを行うことをいう。 「点検」：事業対象施設の性能、構造及び部品の異常の有無を調査し、必要に応じて工具及び測定機器等を用いて調整、手入れ及び取り替え等を行うことをいう。	要求水準書 P45	・日常点検・保守記録（保安規程に基づくもの） ・設備異常管理表	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・設備異常管理表を確認
C-26	本事業の実施にあたっては、規制する法令等を遵守し、周辺環境を損ねることのないようにすること。 騒音、振動に関しては、近隣住民の生活環境保全の観点で支障のないレベルに抑制するとともに、年1回発電所敷地境界で騒音、振動に関する測定を行い、この結果を県へ報告すること。排気ガスの発生源となる焼却施設の設置は認めない。また、非常用電源としてディーゼル発電機を設置する場合は、関係法令による規制に適合する設備の設置のみ認める。	要求水準書 P45	1. 騒音調査結果報告書 2. 振動調査結果報告書 3. 苦情要望受付シート	毎年4月末日→毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・騒音調査結果報告書 ・振動調査結果報告書 ・苦情要望受付シートを確認
C-27	(2)設備の更新投資・保全 事業者は、運営維持業務期間中において運営権設定対象施設の長寿命化のため、施設の劣化、不具合等の状況及び予兆を把握し、その結果に基づき更新投資を行うことができる。なお、更新投資とは、運営維持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事等で、資本的支出（使用可能期間の延長又は価格の増加を伴う支出をいう。）又は資産価値の増加を伴うものをいう。事業者は、再整備業務とは別に運営維持業務期間中に更新投資を行う場合、本業務開始時までに更新投資計画書を県へ提出し、県の承諾を得ること。なお、運営権設定対象施設の更新投資を行った場合、更新投資部分の所有権は事業者に帰属するものとする。また、更新投資計画書に記載がないもので更新投資が必要なものは、その都度県と協議し、了解を得たうえで実施すること。	要求水準書 P46	・更新投資・保全計画	毎年4月末日→毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2026/1/7	春米発電所 八東川沈砂池排砂門他電動化についての協議書（11/19）および回答書（11/25）を確認
C-28	事業者は、運営維持業務期間中において運営権設定対象施設の長寿命化のため、施設の劣化、不具合等の予兆を事前に把握し、正常で良好な状態を確保するよう保全を行うこと。ここでいう保全とは、運営維持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事、作業等で、施設の資産価値の増加を伴わないものをいう。	要求水準書 P46	・劣化または余寿命診断結果報告書	実施の都度					

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	確認記録 適合	確認時期	
C-29	事業者は、事故及び緊急時に対応するための諸規程を策定し、これに従った対応を実行すること。諸規程には、事故・緊急時への対応のための組織体制を規定すること。また、その組織が、それら事故が発生した場合に的確に対応できるよう、定期的な訓練を行うこと。人命に関わる事故はもとより、その他社会的な影響力があると認められる事故又は異常事態が発生したときは、速やかに県に報告すること。	要求水準書 P46	1. 災害対策要領 2. 教育訓練記録 3. 事故報告書	1. 2020年8月末日 2. 実施の都度 3. 発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2026/1/7	・地震・津波対策訓練（中津ダム）の教育訓練記録を確認
C-30	事業者は、事故及び緊急事態の発生の恐れがあると認められる場合は、迅速に措置・対応を行い、これら事象の発生防止に努めること。また、これら事象が発生した場合は、第三者への安全確保を最優先に迅速に応急措置を行うとともに、その復旧に努めること。	要求水準書 P46	・巡視点検記録（月次） ・日常点検・保守記録（保安規程に基づくもの）	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日					
C-31	事業者は、事故及び緊急事態の発生の恐れがあると認められる場合は、諸規程に則り、監督官庁、関係機関への連絡、情報提供を行い、被害抑止のための調整を率先して行うこと。また、事象が収束後、速やかに事後報告を行うこと。	要求水準書 P46	・緊急連絡記録 ・事故報告書	発生の都度					
C-32	事業者は、河川内での災害や異常湧水、大規模地震等の発生により、県又は関係機関等から事業対象施設の運転の変更・停止等を要請された場合、県及びその要請者と調整のうえ、迅速に対応すること。また、県にこれら要請がされた場合も同様とする。	要求水準書 P47	・運転操作記録引継日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・C-56で確認
C-33	事業者は、災害や施設の不具合等により、運営権設定対象施設が被災した場合及び運営権設定対象施設の被災により第三者や周辺施設に損害が生じた場合、県へ報告の上、現地の状況確認及び応急措置を行うこと。状況確認及び応急措置に対しては安全確保を優先し、二次被害を防止すること。事業者は、応急措置を完了し、安全を確認した後、被災、損害状況を調査の上、速やかに復旧業務計画書を作成し、県へ報告すること。事業者は、県が復旧業務計画書を確認後、直ちに復旧業務を開始すること。ただし、中津ダム及び若荷谷ダムが被災した場合（ダム堤体と洪水吐ゲートに限る）は、県において復旧計画を作成する。その場合において、県は自ら費用を負担の上、事業者に必要な協力を求めることができるものとする。県は、事業者の復旧業務に対し可能な限りの協力を行う。	要求水準書 P47	・事故報告書 ・復旧業務計画書	発生の都度					
C-34	事業者は、以下の事象に該当する場合は、注意体制を取ること。 ・鳥取地方気象台から予報区（東部及び中西部）を対象に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 ・震度3の地震が発生したとき。 注意体制にあたる事象が発生した場合、事業者は管理事務所に待機し、気象情報の収集とダム流入量・水位等を監視するとともに、ダム放流が予想される場合はダム管理棟に待機し、ダム操作機器、警報用サイレン等を点検すること。	要求水準書 P47	・配備記録（注意体制対応記録） ・運転操作記録引継日誌	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・配備記録（注意体制対応記録）を確認

別紙 1ー運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	確認記録 適合	確認時期	
C-35	事業者は、以下の事象に該当する場合は、警戒体制を取ること。 ✓ 鳥取地方気象台から予報区（東部及び中西部）を対象に大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ✓ 千代川及び日野川の洪水予報「洪水注意報」以上が発表されたとき。 ✓ 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 ✓ 震度4以上の地震が発生したとき。 警戒体制にあたる事象が発生した場合、事業者は管理事務所に待機し、気象情報の収集とダム流入量・水位等を監視するとともに、ダム放流を行う場合には、ダム管理棟に常駐し、ダム操作規程に基づく通報、ゲート操作等を行うこと。また、「(8)ダムに関する業務」に記載の通り、河川沿道の巡回業務等を確実に行うこと。 震度3以上の地震が発生した場合は、ダムの点検を行い、速やかに県に報告すること。ダム点検に係る詳細は、開示資料「ダム操作規程」に従うこと。	要求水準書 P47	・ 配備記録（警戒体制対応記録） ・ ダム関係状況報告 ・ ダム点検記録	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/4/10	・ 配備記録（警戒体制対応記録）を確認
C-36	上記のほか、大規模な洪水、地震等が発生し、県が非常体制を取る場合は、警戒体制と同水準以上の体制を確保し、必要な情報収集と県からの問い合わせに対応すること。 警戒体制以上の体制が解除となった場合、当該異常気象時の状況についてとりまとめ、県に報告すること。	要求水準書 P48	・ 配備記録（警戒体制（非常体制）対応記録）	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2026/4/10	・ 配備記録（非常体制対応記録）を確認
C-37	(5) 渇水時の対応 事業者は、河川法第53条の規程に基づき水利使用の調整の協議が行われる場合（同条の規定に準じて調整が行われる場合を含む。）、河川管理者及び県以外の水利使用者と県との協議に協力すること。	要求水準書 P48	・ 対応記録	発生の都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・ 日野川流域水利利用協議会にweb参加、議事録を確認
C-38	(6) 安全管理 安全管理、防犯業務の対象範囲は、本事業用地内及び管理事務所とする。事業者は、事業対象施設内への関係者以外の立ち入りの防止、不審者の侵入、設備への危害を防止するための必要な安全対策、防犯措置を講じること。また、茗荷谷ダム、中津ダム、ダム管理棟他のダム関連施設については、特に施錠等、十分な防犯対策を行い、第三者の侵入等を防止すること。	要求水準書 P48	・ 入退所記録簿 ・ 運転操作記録引継日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・ 入退所記録簿（C-2と同じ）で第三者の侵入が無いことを確認
C-39	事業者は、事業対象施設の火災防止のため、可燃物の取扱及び火元となるものには十分注意し、必要な対策を講ずること。また、定期的な訓練を実施し、職員の火災予防への意識向上に努めること。	要求水準書 P48	1. 防火責任者の任命 2. 法定管理者等選任一覧 3. 教育訓練記録（防火対策）	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	1. 変更なし 2. 法定管理者等選任一覧表の更新を確認（6/1） 3. 未実施を確認
C-40	事業者は、本施設の機能及び作業環境を良好に保つため、本事業用地内及び管理事務所の清掃を実施すること。	要求水準書 P49	・ 都度現場確認にて ・ 倉吉事務所チェックシート	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・ 巡視点検記録、倉吉事務所チェックシートで管理事務所等の清潔を確認（巡視頻度1回/月）
C-41	(7) その他 事業者は、県からの譲渡資産以外の本事業の運営維持業務に必要なとなる機材、資材、器具、車両、燃料、薬品、備品、消耗品、その他物品は自ら調達し、適切に管理すること。県が契約済みの電気、ガス、上下水道、通信等のユーティリィに係る既往契約について、事業者は契約上の地位を県から承継するのに必要な手続を行うこと。県はこれらの承継に必要な手続について協力する。	要求水準書 P49	・ 資材備品管理シート ・ 車両管理基準 ・ 契約書等（写）	2020年8月末日					
C-42	事業者は、施設の作業環境を良好に保つため、また、安全確保、作業効率向上の観点から本事業用地内及び管理事務所内の整理整頓・機材整備に努めること。	要求水準書 P49	・ 都度現場確認にて C-40にてモニタリング)	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・ 巡視点検記録で整理整頓、機材整備を確認（巡視頻度1回/月）（C-40と同じ）

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地：今回モニタリング対象項目・グレー着色：今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-43	運営維持業務において発生する産業廃棄物等は、事業者の責任において適正に処理・処分すること。	要求水準書 P49	・ マニフェスト	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7	・ 産業廃棄物収集運搬マニフェストを確認
C-44	(8)ダムに関する業務 事業者は、河川法第50条に定めるところにより、中津ダム及び茗荷谷ダムに必要な管理主任技術者を配置し、その配置した技術者を県に報告すること。 なお、県は、事業者の報告に基づき、同条第2項の規定に基づき、河川管理者にその者を管理主任技術者として届出を行うことから、管理主任技術者を変更した場合も県にその旨を報告すること。	要求水準書 P49	1. 茗荷谷ダム：ダム管理主任技術者選任届 2. 中津ダム：ダム管理主任技術者選任届 3. ダム管理主任技術者変更届	1. 2021年8月末日 2. 2023年12月末日→2024年8月 3. 変更事由発生時	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・ 茗荷谷ダム ダム管理主任技術者選任届（6/1）を確認
C-45	事業者は、ダム操作規程に基づき、中津ダム及び茗荷谷ダムの管理等を行うこと。 なお、中津ダム及び茗荷谷ダムの操作を行う場合は、ダムの存する現地において行い、関係機関の了承を得た場合を除き放流中はダム管理棟に職員を常駐させること。 ダム放流を行う際には「鳥取県企業局異常気象・災害時の待機業務」マニュアルの「茗荷谷ダム・中津ダム ダム放流に関する情報様式」により「茗荷谷ダム・中津ダム ダム洪水時の通報関係機関」宛にファクシミリで通知を行とともに、電話で着信確認を行うこと。	要求水準書 P49	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認（C-18 1 ①） 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認（C-18 2 ②） 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート 6. 機器点検記録 7. 配備記録 8. 放流に関する通知・通報FAX 以上を確認
C-46	事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムの放流を行う場合、ダム操作規程第15条の放流の際の一般の周知にあたり、同条第1項の区間の河川の沿道を車両で巡回し、放流を行う旨を車両に搭載した拡声器で周知するとともに、警報装置の鳴動確認を行うこと。また、河川内への立ち入り者を確認した場合は、避難を呼びかけること。	要求水準書 P50	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認（C-18 1 ①） 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認（C-18 2 ②） 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート 以上を確認 （C-45と同じ）
C-47	事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、ダム操作規程第5条及び第6条に定める洪水警戒時及び洪水処理時には、ダムの操作及び放流に対する周知に必要な人員をダムに配置すること。	要求水準書 P50	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認（C-18 1 ①） 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認（C-18 2 ②） 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート 以上を確認 （C-45と同じ）

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-48	事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、河川法第52条に基づき、河川管理者から県に対して指示がなされた場合、県の指示に基づき、ダムの操作等必要な措置をとること。	要求水準書 P50	1. 発電記録日誌・ダム運用記録日誌 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	1. 発電記録日誌、ダム運用記録日誌で確認（C-18 1 ①） 2. 発電記録月報・ダム運用記録月報で確認（C-18 2 ②） 3. ダム放流に関する情報 4. 河川パトロールに関する記録 5. 放流前の機器点検チェックシート 以上を確認 （C-45と同じ）
C-49	事業者は、中津ダムに関して、計画的かつ効率的な運用を図るため、毎年度の1月末までに、翌年度のダム運用計画を策定し、県へ提出すること。出水期のダム水位運用等について、急激な流入量の増加に伴う放流を避けるために、通常時の運用水位について県から指示があった場合はこれに従うこと。この場合、ダム運用計画の見直しを行い、県へ提出すること。	要求水準書 P50	・ダム運用計画	毎年1月末日					
C-50	事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、ダム貯水池内の堆砂の蓄積等により、ダムの健全性が失われることがないよう、事業者が策定する諸規程に則り点検、測量等を実施し、毎年度終了後1月以内にその点検結果を県に報告すること。 県は、この点検結果又は河川管理者の指示に基づき、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、土砂の堆積によりダムの安全性に支障がある又は支障が生じる恐れがあると判断した場合において事業者に貯水池内の浚渫を行うことを求めることがある。事業者は県の求めに応じ、必要な施工方法、費用、工期等を検討し、県と協議の上、合意した場合は、速やかに浚渫を実施すること。この場合、浚渫に係る費用は県が負担する。なお、県は、事業者自らの判断と費用負担により浚渫を行うことを認める。この場合、事業者は、浚渫が必要となる理由、その原因、施工方法、工期等を県に対し説明すること。	要求水準書 P50	・貯水池健全性確保に関する業務報告書（深浅測量）	毎年4月末日～毎年4月～3月：4月	所長	事業統括責任者	適合	2026/4/10	・令和7年中津ダム深浅測量結果および令和7年茗荷谷ダム深浅測量結果を確認
C-51	中津ダム、茗荷谷ダムは発電専用ダムであるため、貯水池内に洪水調整容量が確保されていない。一方で、県は、洪水期の出水に対して下流域への被害防止の観点から、大規模な降雨が予想される場合は、事前に発電により貯水池内の水位低下を行う運用を実施している。事業者は、近年の異常降雨を考慮のうえ、最新の気象情報に注意を払うとともに、事前に水位を低下させた貯水池運用を行う等、被害防止に努めること。	要求水準書 P51	・発電記録日誌 ・ダム運用記録日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7	・発電記録日誌 ・ダム運用記録日誌 以上を確認 （C-18①と同じ）
C-52	(9)三朝調整池に関する業務 小鹿第二発電所の三朝調整池は、越流に対応した余水吐を有するものの、下流の小河川に放流する構造であり、周辺は住宅街であることから、安全を確保する観点で余水吐の使用は真にやむを得ない場合に限られる。このため、事業者は、三朝調整池余水吐から越流しないよう小鹿第二発電所の運転を行うこと。	要求水準書 P51	・三朝調整池状況日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・発電記録日誌、ダム運用記録日誌（三朝調整池）を確認 （C-18 1 と同じ）

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-53	事業者は、原則として、表-23に示す日野川第一発電所取水規程第5条に示される菅沢ダム貯水池の洪水制限水位を遵守した取水を行うこと。 一方、ダム管理者は、治水能力の強化の観点から県と協議を行い、「菅沢ダムにおける管理水位による運用に関する確認書」（以下「確認書」という。）を交わし、一部期間の洪水制限水位を下げた運用を現在行っている。（以下、確認書にて同意された水位を「管理水位」という。）平成30年度における確認書で同意された管理水位と実施期間は表-24の通りである。 事業者は、確認書に基づき、洪水制限水位と同様に管理水位に関しても遵守した取水を行うこと。なお、管理水位については、例年、県とダム管理者による協議で合意されることから、事業者は、合意に基づいた取水運用を行うこと。	要求水準書 P51	・菅沢ダム貯水使用計画表 ・菅沢ダム貯水使用計画曲線（実績）	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・菅沢ダム貯水使用計画曲線 実績を確認
C-54	事業者は、原則として、日野川第一発電所取水規程第5条に示される下表-25に掲げる基準日の水位を結んだ農工業用水確保水位を確保すること。 一方、県は、ダム管理者と協議を行ったうえで、貯水池の効率的運用、流水の有効利用の観点から、農工業用水確保水位を修正し取水運用を行っている。（以下修正した水位を「修正農工業用水確保水位」という。）平成30年度における修正農工業用水確保水位は表-26の通りである。 事業者は、取水の運用において、修正農工業用水確保水位を確保すること。なお、修正農工業用水確保水位については、管理水位と同様に県とダム管理者の協議により合意されることから、事業者は、この合意に基づいた取水運用を行うこと。	要求水準書 P52	・菅沢ダム貯水使用計画表 ・菅沢ダム貯水使用計画曲線（実績）	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7	・菅沢ダム貯水使用計画曲線 実績を確認
C-55	事業者は、毎年1月末までに管理水位及び修正農工業用水確保水位等を助案のうえ、翌年度の菅沢ダムの運用計画（以下「菅沢ダム運用計画」という。）を策定し、県へ提出すること。県及びダム管理者は、翌年度の菅沢ダム貯水池に関する運用会議を年度末に開催することから、事業者はこれに参加し、菅沢ダム運用計画について、協議・調整を行うこと。事業者は、運用会議にて合意された菅沢ダム運用計画及び運用会議での決定事項を遵守したうえで、下流の既得水利に影響を与えないよう発電を行うこと。	要求水準書 P53	・菅沢ダム運用計画	毎年1月末日					
C-56	事業者は、渇水時及び異常気象・災害時に、ダム管理者及び県と緊密な連絡を行い、ダム管理者及び県からの要請に従うこと。また、ダム管理者から貯水池の効率的運用を目的とした発電や渇水時に下流利水者への水を確保するための発電等の要請について適切に対応すること。	要求水準書 P53	・発電記録日誌 ・運転操作記録引継ぎ日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・企業局からの依頼メール ・運転操作引継ぎ日誌 を確認
C-57	ダムの管理者は、洪水時等において水利使用規則第4条第2項に基づき、日野川第一発電所の小原川導水路からの取水を制限する等の措置を県に求めることがある。県は、この指示に従い、事業者へ取水の制限を指示することから、事業者はこの指示に従うこと。この指示により生じる如何なるリスクも事業者が負担すること。	要求水準書 P53	・発電記録日誌 ・運転操作記録引継ぎ日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/10/6	・菅沢ダム放流開始の通知 ・運転操作引継ぎ日誌 を確認 9/14 小原川取水停止 9/15 小原川取水再開

別紙1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地：今回モニタリング対象項目・グレー着色：今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-58	(11)日野川第一発電所の運転について 日野川第一発電所の発電放流水は、現在、菅沢ダム貯水池下層からの取水のため、低水温となり、魚類への影響が懸念されている。事業者は、低水温影響を軽減するため、4月、7月の期間において、貯水池の運用計画を考慮した上で、2.0m3/s、24時間運転（低使用水量・長時間運転）を基本とした運転を行うこと。ただし、この運用によらないことについて関係者の合意が得られた場合はこの限りではない。また、渇水時等下流への流量確保が必要な場合は、渇水調整会議での合意事項を優先すること。 なお、この運用は、低水温対策としてだけでなく、日野川の入漁者の安全確保、農業用水の確保の観点から河川管理者の求めに応じて実施している側面があるのでこの点も留意すること。	要求水準書 P53	・関係者との合意書類等 ・発電月報 ・河川管理者からの指示事項ならびに指示対応書類等 ・日野町、日南町よりの要求事項書類ならびに対応記録	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・C-56で確認
C-59	発電所およびダムの運営維持業務に関わる関係者との業務に主体的に関与します県の置かれている立場および役割を理解し、県の代わりを担う意識で連携します。 ダム定期検査 3年に1度実施されるダム定期検査時は、同検査の対応経験のある中部電力から出向するダム管理主任技術者が対応します。過去の検査結果等を確認したうえで「定期検査の手引き（国交省）」に沿って事前提出資料を作成します。現地調査の際には受検者である県に代わって、ダム管理主任技術者が現地設備や貯水池の状態、日頃の維持管理や洪水管理の状況を示す資料の説明等、検査官のヒアリングに対応します。また、万一指摘事項があった場合は、中部電力の支援窓口と協議して対応方針を作成し、県に提案します。	提案書C1	1. 定期検査履歴書 2. 定期検査受審書 3. 定期検査報告書	1. 定期検査実施年月の確認（本年度中） 2. 定期検査前の年度初めに事前資料の作成 3. 定期検査終了後報告書の作成と提出					
C-60	事前確認会議の開催 河川区域内等で更新工事・保全工事を行う場合をはじめ、水力発電所の業務運営においては、河川法に基づく申請または届出が必要な機会が多くあります。申請・届出の遅延等により業務が滞るのを回避するため、次年度および向こう3年間にわたる河川法の申請・届出が必要となる工事等について、県と確認する会議を毎年開催します。さらに県が河川管理者に提出する申請書や協議の説明資料をSPCで作成します。	提案書C1	1. 遵守法規制に関するリスト 2. 年1回（通常は1月、次年度工事等）の定期打合せ（河川協議）実施	1. 河川法todoリスト（毎年4月末） 2. 河川協議書（毎年4月末）	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・2025年度工事計画協議件名一覧表（倉吉河川国道事務所管内）（6/19） ・2025年度工事計画協議件名一覧表（鳥取河川国道事務所管内）（6/6）を確認
C-61	水難事故防止のための活動 本事業においても、茗荷谷ダム、中津ダム下流域の学校や、各河川の漁業関係者と調整のうえ、同様の水難事故啓発活動を洪水期前に年1回程度実施します（図表C-1-2）	提案書C3	1. 活動計画報告書 2. 漁協関係者との協議打合簿	1. 毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・三朝町防災無線に関する打合せ議事録（4/9） ・中津ダム放流時の防災無線放送について（通知）（4/10）を確認 ・異常気象時の体制について打合せ（若桜町）（5/27） ・異常気象時の体制について打合せ（三朝町）（5/28）
C-62	地域住民からの苦情・要望への対応 苦情・要望に対しては、地域住民の意見を汲み取るための目安箱機能を地元6自治体の各役場およびSPCホームページに設置します。苦情・要望がSPCに届いた場合、速やかに県に情報提供を行うとともに、迅速かつ適切に対応します。	提案書C3	1. 苦情要望受付をHPに設置	1. 苦情要望受付シートに内容と対応を記録 2. 重要事項は都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・C-24で確認
C-63	三峰川電力・中部電力では、日々の業務で様々な苦情・要望への対応をしております。その経験を活かし、本事業において、SPC内で事前防止策の検討や想定ケースごとに対処方法を整理した苦情・要望マニュアルを整備します。	提案書C3	・苦情要望マニュアルの整備	その他は年度末に報告（4月末）	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・苦情要望マニュアル改訂を確認 ・令和6年度一覧表を確認

別紙 1ー運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-64	地域とのコミュニケーションによる水力発電事業の啓蒙 地域住民の安心と信頼を得るために、工事説明会・見学会および運用報告会等を開催し、本事業の概要、工事予定および運用実績等の詳細を説明し、定期的に地域住民との直接のコミュニケーションを図ります。	提案書C3	1. 地元住民説明会実施報告書 2. 見学会実施報告書	1. 工事着工前 2. 適宜	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7	・ボランティア参加報告書 ・見学会報告書 を確認
C-65	SPCの地域共生担当を中心に、水力発電事業をテーマとした、小・中学校向けの出前教室や職場体験を開催し、地域住民の知識向上を図り、次世代の人材育成へと繋げます。	提案書C3	1. 社会見学実施報告書 2. 職場体験企画実施報告	着工後適宜					
C-66	豊富な実績を活かし、安定的な電力供給を実現するための水力発電所・ダム運営計画を策定します。 安心・安全かつ効率的に電力の安定供給を実現するための、経験に基づく運転管理・監視業務バックアップ監視機能を備えた集中監視制御システムにより安全性の高い運転管理・監視体制を構築します。 (統括事業場、各発電所およびダム管理棟、さらにバックアップ監視業務を委託している三峰川電力の事業所（長野県）を結ぶ集中監視制御システムを整備し、安全性の高い運転・監視業務を実施します。)	提案書C5	・調査設計報告書 ・設計図書 ・完成図書	2021年4月末日 2024年11月末日					
C-67	安全性の高い監視体制を構築します 遠隔監視業務の実績がある三峰川電力にバックアップ監視業務を委託し、三峰川電力の事業所からも監視を行います。統括事業場と三峰川電力事業所の二重監視体制により、異常兆候の見逃ごしや誤操作等の人的ミス防止を徹底し、より安全性の高い、確実な運営維持業務を実現します。	提案書C5	三峰川電力との契約書	2021年5月末日					
C-68	三峰川電力・中部電力のノウハウを活かして、本事業においても、対象施設の仕様、特性、構造、形状等を調査した上で、運転・操作方法についての詳細なマニュアルを作成します。	提案書C6	マニュアル一覧リスト	2021年5月末日					
C-69	三峰川電力・中部電力の経験を活かした巡視・点検の実施体制および実施内容 巡視・点検作業は、運転保守課員2名体制とします。巡視箇所の見落としや動作確認の漏れ等の人的ミスがないよう三峰川電力・中部電力で使用している巡視・点検の具体的方法を記したマニュアル、ポイントや留意事項等が記載されているチェックリスト等の帳票を本事業の各種設備に合わせて整備し、巡視・点検作業時に活用します。	提案書C6	点検巡視票	2021年5月末日→2024年9月末					
C-70	現場表示計器類には上下限管理範囲のマーキングによる「見える化」を進めており、正常・異常判断の個人差を無くすことと正常範囲内での異常傾向の検出に効果をあげています。また、巡視にて発見した異常は、その状態・状況・応急処置等を記載した「Qカード」を作成し、現場に貼付し、継続監視の忘れ防止に役立てています。これらの巡視・点検に関わる現場の考え方は本事業に活かし、安全・安定な運転に努めます。	提案書C6	Qカード	2021年5月末日					
C-71	当グループが既に実践している技術である、ドローンを用いた巡視を本SPCでも取り入れます。ドローンの導入により、ダム堤体や調圧水槽等、足場を設置しないと見えないような場所や危険箇所を安全に巡視することが可能になり、巡視の精度向上、作業効率化および作業員の安全確保を図ります。	提案書C6	ドローン巡視点検活用計画書	2026年3月末	所長	事業統括責任者	適合	2026/1/7	・中津ダム深淺測量業務委託計画書を確認
C-72	発電所・取水口等の巡視・点検はタブレット端末を用いて実施します。各所の状態を記録すると共にデジカメ画像を同時に記録し、故障・異常時には制御所のデータロガーと照らし合わせて早期の原因解析を可能にします。	提案書C6	タブレット端末導入計画書	2026年3月末 → 2028年3月末					

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-73	ダム の健全性を確実に担保します 貯水池内の堆砂状況については、前年データとの比較を行うとともに堆砂による背水の影響を評価し、報告します。	提案書C7	深浅測量結果報告書	毎年4月末日～毎年4月～3月:4月	所長	事業統括責任者	適合	2026/4/10	・令和7年中津ダム深浅測量結果および令和7年茗荷谷ダム深浅測量結果を確認（0-50）
C-74	漏水量について、特異なデータが計測されていた場合には、水位や気温との関係を分析、管理上問題があるかを評価・分析します。	提案書C7	評価・分析報告書	異常発見時					
C-75	日々の研修を通じて、SPC従業員全員の保安管理意識の向上を図ります 水力発電所またはダム運営の豊富な経験のある三峰川電力および中部電力が自社で採用している研修内容を基に、SPC従業員向けの研修プログラムを構築します。	提案書C7	研修計画・実績書	毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2026/4/10	・主任技術者育成計画、主任技術者教育訓練記録を確認
C-76	中部電力が保有するダムシミュレータを利用したダムゲート操作を実施し、ダム運用スキルの向上を図ります。	提案書C7	研修記録・実績書	実施時毎	所長	事業統括責任者	適合	2026/4/10	・ダムシミュレーター研修（1/7～8）記録を確認
C-77	地震に起因する注意時・警戒時の対応と役割分担 震度3（注意時）以上の地震が発生した場合、ダム管理主任技術者は、運転保守課員に対し、該当するダム（茗荷谷ダムあるいは中津ダム）に2名で出勤し、臨時点検を実施するよう指示します。 県および国土交通省（警戒時のみ）への点検結果の報告は、概ね3時間以内に、ダム管理主任技術者から行います。所長および事業統括責任者への報告も、ダム管理主任技術者が行います。 震度4（警戒時）以上の場合、現場のカメラ映像および集中監視制御システムで確認した状況を第一報として、ダム管理主任技術者から、国土交通省に対して、1時間以内に報告します。 各発電所およびダムの異常発生の有無は、集中監視制御システムを通じても把握され、必要に応じて運転保守課員から所長に報告します。	提案書C8	地震発生対応マニュアル	2021年5月末日					
C-78	洪水期はダム管理棟への人員派遣が常態化することを前提とした体制を整えます。 体制が長期化し、複数の運転保守課員がダム管理棟に常駐となった場合、統括事業場の支援をするため、コンソーシアム構成員より、人員・物資を支援します。コンソーシアム構成員からの応援要員は、所長の指示のもと、運転・監視業務を中心に、統括事業場で行われる業務全般を支援します。	提案書C8	シフト表 ダム運用マニュアル	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・シフト表を確認
C-79		提案書C9	ダム運用マニュアル	変更時都度					
C-80	地域住民の安全確保を最優先し、放流の事前通知を徹底します 河川/パトロール員の呼びかけにも関わらず川から退避しない人がいる場合警察に連絡し水難事故を防ぐとともに、パトロールが停滞するのを防ぎます。	提案書C9	ダム運用マニュアル	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・C-45で確認
C-81	茗荷谷ダムについては、湛水面積、有効容量が小さく、出水時には急速に水位が上昇するため、ゲリラ豪雨等の場合だけでなく、降雨量のわずかな増加でも放流に至る場合が予想されます。茗荷谷ダムにおいても、出向管理を目指す予定ですが、県との運営委託期間中に運用状況を確認し、安全なゲート放流を行うために出向管理が難しいと判断した場合、洪水期（6月頃～10月頃）の平日昼間は、茗荷谷ダムの管理棟に運転保守課員を常駐させる体制とします。	提案書C9	シフト表 ダム運用記録日誌	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7	・C-78で確認
C-82	余裕をもったタイミングでダム管理棟へ確実に出向できるよう適切な出向判断基準を設定します。	提案書C9	ダム運用マニュアル	設定時及び変更時都度					

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-83	下流域での事故・災害発生を回避するために、適切かつ迅速な放流判断および放流準備を行います。	提案書C9	ダム運用マニュアル	1月～3月：4月末日 4月～6月：7月末日 7月～9月：10月末日 10月～12月：1月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・ダム運用マニュアルで確認 ・河川パトロール実施記録を確認 (C-45～C-48 4と同じ)
C-84	より正確な放流判断を可能とする精度の高い流入予測システムを導入します。	提案書C9	・設計図書 ・完成図書	2024年11月末日 → 2024年8月末					
C-85	相互確認などを徹底した、安心・安全かつ確実なダム操作を行います ダム操作のバックアップ機能等を活用し、より安全かつ確実な操作を実行します 洪水吐ゲートの操作は、ダム管理棟へ出向した運転保守課員がダム管理棟から行います。統括事業場では、ダム操作に必要な情報をダム管理棟と同じ画面で確認できるシステムとすることから、ダム管理棟でのダム操作を、ダム管理主任技術者が統括事業場から常時確認した上で、操作指示および支援することが可能です。 中部電力において、過去のヒヤリハット事象等の再発防止対策として、集中監視制御システムの機能の一つとして、人的ミス防止のための機能を導入しています。本機能では、例えば、一定流量以上の目標放流量を設定した場合の警告発信や洪水吐ゲート電源を遠方から電源断・復旧できる機能が組み込まれています。当グループでは、人的ミスのない、より安全かつ確実なダム操作のために、当該機能をSPCの集中監視制御システムに導入します。	提案書C10	・設計図書 ・完成図書	2024年11月末日					
C-86	事故・緊急時は、災害の規模・種類に応じて、コンソーシアム構成員を組み込んだ体制を構築します 非常災害発生時は、県災害対策本部と連携し、コンソーシアム構成員による対策本部を立ち上げます 県との連携を前提として、SPC内に災害対策本部を設置します 県が非常体制を取る場合または台風、豪雨、地震、火災等の重大な非常災害が発生または発生するおそれがあるとSPC独自で判断する場合、「鳥取県企業局電気事業災害対策要領」を参考に、SPCにて災害対策本部を設置します。 SPCの災害対策本部は、社長が本部長となり、運転保守課および総務経理課を指揮・監督するとともに、総務経理課を県側の災害対策本部との連絡窓口とします。	提案書C10	1. 災害対策要領 2. 災害対策本部活用資料	発生時都度					
C-87	地元企業との連携体制構築により、災害対応力を強化します 発電施設およびダムの土木工作物に被害が発生した場合に、早期復旧をスムーズに行うため、保守業務を委託している地元企業3社（チュウブ、美保テクノス、吉田建設）と災害協定を締結し、県と連携して避難所の設置、資材配給拠点の提供を行います。	提案書C10	災害時における応急対策業務等に関する基本協定	2021年5月末日					
C-88	災害時には地域住民への支援を行います 総務経理課に所属する地域共生担当は、発電施設およびダムの被災状況、復旧見通しおよび下流域を含む地域への影響発生の有無等を、地域住民に向けてSPCのホームページを通して積極的に開示します。	提案書C11	ホームページ	発生時都度					
C-89	緊急時に備えて定期的に訓練を実施します 毎年、防災訓練を開催します。SPC従業員だけでなく、コンソーシアム構成員も含めた訓練を計画し、県の下承を得た上で、県が実施する訓練と連携・同時開催します。	提案書C11	研修記録・実績書	・毎年 4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・中津ダム管理訓練記録を確認（5/8）
C-90	保安教育において、トラブル事象発生時の初動対応（主に関係機関への連絡）の訓練や、ダムシミュレーターによる異常事象の疑似体験や機器操作訓練（機側盤での洪水吐ゲート操作等）を行い、トラブル発生時の対応に備えます。	提案書C11	研修記録・実績書	・毎年 4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2026/4/10	・C-76で確認

別紙 1－運営維持業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地：今回モニタリング対象項目・グレー着色：今回モニタリング対象外）

C

No	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	2次確認者	適合	確認記録 確認時期	
C-91	事故審議会が再発防止策を立案します 事故発生後、設備事故、人身事故、苦情等の事象の中で必要に応じてコンソーシアム構成員の安全管理担当で構成される事故審議会を開催し、事故の原因を分析し、再発防止策を立案します。	提案書C11	事故報告書 事故審議会議事録	災害発生時都度					
C-92	常に最適な更新投資・保全計画となるよう、継続的に計画を見直すサイクルを導入します。その際には提案書記載の計画年数が変更されることを認める。 当初策定した長期の更新投資・保全計画は、日常的な設備・機器の監視、定期的な巡視および点検により、各設備のその時点における劣化状態等を正確に把握したうえでSPCの運転保守課員が設備診断を行い、更新投資・保全業務の必要性を適宜判断し、必要に応じてより適切な計画に見直します。	提案書C12	更新投資、保全計画	毎年4月末日					
C-93	当該計画については、SPCの所長が計画変更の必要性を判断し、事業統括責任者が計画の承認を行った上で、県に更新投資計画書を提出します。	提案書C12	更新投資、保全計画	毎年4月末日					
C-94	洪水吐ゲート（テンターゲート） ・中部電力での実績を踏まえ、毎年の点検・メンテナンス（グリスアップ等）を実施します（但し水中部は3年に1回の予定）。さらに、防錆のため12年に一度、扉体の塗装と水漏れ防止の水密ゴム取替え等の補修を行います。	提案書C13	更新投資、保全計画	変更時都度					
C-95	水圧管路 設備の長寿命化のため、水圧管路の内面塗装を12年周期で行います。	提案書C14	更新投資、保全計画	変更時都度					

別紙 1 ―統括マネジメント業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地：今回モニタリング対象項目・グレー着色：今回モニタリング対象外）

D

NO	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	確認者 2次確認者	確認記録 適合	確認記録 確認時期	
D-1	VⅡ-1 基本事項 統括マネジメント業務とは、本事業を円滑かつ安定的に遂行するために、特別目的会社（以下、「SPC」という。）たる事業者自身が実施する業務をいい、プロジェクトマネジメント業務及び経営管理業務から構成されるものとする。 プロジェクトマネジメント業務とは、適切な人員配置、実施体制の構築のうえ、セルフモニタリングを適切に実施すること等、事業を確実に推進するための措置を講じるとともに、スケジュール管理、会議体運営、提出物の管理等を通じて、事業の安定的かつ円滑な進捗に寄与するために実施する業務である。 経営管理業務とは、財務その他SPCの経営に関連する書類の作成及びこれを踏まえた事業実施を通じて、長期に渡る事業を安定的かつ円滑に推進するために実施する業務である。	要求水準書 P54	統括マネジメント業務に関する定義で、性能要求確認事項外	—					
D-2	VⅡ-2 プロジェクトマネジメント業務 （1）人員の配置 事業者は、本事業全体を統括する責任者として、事業統括責任者を配置すること。事業統括責任者は、実務面における責任者としての役割を担うものとし、県との窓口、事業者内部のマネジメント、事業に関連する民間事業者全てをとりまとめ等、事業を確実に推進させるためのマネジメントを実施するものとする。	要求水準書 P54	事業統括責任者の通知	2020年8月末 基本契約書第9条					
D-3	事業者は、事業統括責任者を補佐する、技術、財務等の専門家を、その役割を明確化したうえで、必要に応じて適切に配置すること。事業統括責任者のほか、これら専門家により、事業を確実に推進させること。	要求水準書 P54	・組織図（体制図）	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・実施体制図を確認
D-4	（2）実施体制の構築 事業者は、事業統括責任者、その他人員の適切な配置により、事業者内部の体制を構築すること。また、SPCと直接的な契約関係にある企業との役割、業務分担等を明らかにしたうえで、適切なリスク分担を行い、事業を確実に推進するための体制を構築すること。 事業者は、自身の社内に配置している人員及びSPCと直接的な契約関係にある企業のうち主要な企業との関係性を明らかにした実施体制図を作成し、特定事業契約締結後速やかに県に提出すること。また、実施体制に変更があった場合は、その都度変更後の実施体制を提出すること。	要求水準書 P54	・組織図（体制図）	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・実施体制図を確認
D-5	（3）セルフモニタリングの実施 事業者は、自身が実施する再整備業務及び運営維持業務が、要求水準を充足し、適切な水準で業務が履行されるための各種対応策である、セルフモニタリングを実施すること。セルフモニタリングの詳細は、モニタリング基本計画書において示す。	要求水準書 P55	事業遂行全体で確認される事項で、事業報告会でモニタリング	—					
D-6	（4）スケジュール管理 事業者は、事業開始から事業終了までの長期スケジュール、毎年度のスケジュール等、自身が必要と考えるスケジュールを適宜作成し、それを適切に管理することで、事業を安定的かつ円滑に進捗させること。なお、スケジュールを作成又は変更した場合は、その都度、当該スケジュールを県に提出すること。	要求水準書 P55	・年度スケジュール	2020年8月末日、以降毎年4月末日 （年度内に変更があった際は都度1ヶ月以内）	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・長期収支計画および年間スケジュールを確認
D-7	（5）年度報告書の作成 事業者は、毎年度、本事業（任意事業を含む。）の中で発生した当該年度の主要な事項をとりまとめた年度報告書を作成し、県に提出すること。	要求水準書 P55	・年間業務報告書	毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・2024年度年間業務報告書を確認
D-8	（6）会議体の運営 事業者は、法令の定め及び自ら必要と認めた場合、株主総会を開催するものとし、株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出すること。	要求水準書 P55	・株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写し	・開催月の翌々月末	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・株主総会議事録を確認
D-9	事業者は、法令の定め及び自ら必要と認めた場合、取締役会を開催することとし、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出すること。	要求水準書 P55	・取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写し	・開催月の翌々月末	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6 2026/1/7 2026/4/10	・取締役会議事録を確認
D-10	事業者は、事業を円滑かつ安定的に推進するために自らが必要と判断した場合、県を始めとした事業に関わる関係者が参加する会議体を設置することができる。	要求水準書 P55	性能要求確認事項外	—					

別紙 1ー統括マネジメント業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地：今回モニタリング対象項目・グレー着色：今回モニタリング対象外）

D

NO	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	確認者 2次確認者	確認記録 適合	確認記録 確認時期	
D-11	(7) 提出物の管理 事業者は、本要求水準、特定実施契約のほか、本事業において事業者が県に対して提出するとされている提出物の控えを適切に管理すること。 事業者は、提出物の業務を適切に管理のため、提出物の提出期限、提出の状況が把握できる一覧表を作成し、これを県と共有のうえ、提出物の円滑な提出に努めること。	要求水準書 P55	・提出物管理リスト	毎年4月末日～毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・提出物管理リストを確認
D-12	ⅤⅡ-3 経営管理業務 計算書類等の作成 事業者は、定時株主総会の開催後に、下記に掲げる計算書類等を県に提出すること。なお、事業者の決算期は毎年3月31日とする。 ① 会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に定める計算書類（会計監査人による監査済計算書類） ② 会社法第435条第2項に定める事業報告 ③ 事業者が会社法第2条第5号に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条から第124条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条に係る事項 ④ 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書、セグメント情報（セグメント情報の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号）及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号）に準拠して作成したもの） ⑤ キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（企業会計審議会）及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第8号）に準拠して作成したもの）	要求水準書 P56	・計算書類等（会社法第435条第2項に定める計算書類及び事業報告、計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書、セグメント情報、キャッシュ・フロー計算書）	毎年7月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・長期収支計画を確認
D-13	長期収支計画 事業者は、事業開始から事業終了までの期間を対象とした長期的な収支計画（以下「長期収支計画」という。）を作成し、計算書類の提出と同時に、県に提出すること。毎年度収支の実績を反映するとともに、かかる実績を踏まえ、将来的な収支の予想も適宜見直すものとする。なお、長期収支計画に記載する項目等、内容の詳細については、事業者と県の協議により定めるものとする。 ただし、事業者が、事業者に融資を行う金融機関と事業者の契約に基づき、同様の収支計画を金融機関に提出する場合は、当該収支計画の提出に代替することを認めるものとし、金融機関に当該収支計画を提出する都度、県にも提出するものとする。この場合、当該収支計画の作成に際し、その項目等、内容の詳細について、県の意向を十分に反映させること。	要求水準書 P56	・長期収支計画	2020年8月末日 以降、金融機関への提出の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・長期収支計画を確認
D-14	定款の写しの提出 事業者は、自らの定款の写しを、特定事業契約の締結後に提出すること。また、定款に変更があった場合、その都度変更後の定款を提出すること。	要求水準書 P56	・定款の写し	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内					
D-15	株主名簿の写しの提出 事業者は、自らの株主名簿の写しを、特定事業契約の締結後に提出すること。また、株主名簿に変更があった場合、その都度変更後の株主名簿を提出すること。	要求水準書 P57	・株主名簿の写し	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内					
D-16	事業者が締結する契約等の管理 事業者は、本事業に関連して、県以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約等の一覧表を、特定事業契約の締結後に県に提出すること。また、当該一覧表の内容に変更が生じた場合は、変更後の一覧表を県に提出すること。	要求水準書 P57	・県以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約等の一覧表	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・契約書一覧表を確認
D-17	事業者は、県以外の者を相手方として契約等を締結した場合、契約締結後に、当該契約書等の写しを県に提出すること。契約等を変更した場合も同様とする。 ただし、県及び事業者が予め協議のうえ、事業者の経営に影響が少ないため提出が不要とされた契約等についてはこの限りではない。	要求水準書 P57	・県以外の者を相手方として契約等を締結した契約書の写し	2020年8月末日 以降、変更の都度1ヶ月以内	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・契約等一覧表を確認
D-18	コンソーシアム構成員の出資比率および取締役数	提案書B3	・出資比率	変更時都度					
D-19	コンソーシアム構成員の役割（事業開始～5年目） 主導する立場と実行部隊：三峰川電力および中部電力が事業運営について主導的な立場に立った上で、チュウブおよび美保テクノスは、水力発電所運営の実行部隊として、自らまたはSPCへ派遣した従業員を通して業務を遂行します。	提案書B4	組織図（体制図）	毎年4月末日～毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・実施体制図を確認

別紙 1ー統括マネジメント業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地:今回モニタリング対象項目・グレー着色:今回モニタリング対象外）

D

NO	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				備考
					確認者 1次確認者	確認者 2次確認者	確認記録 適合	確認記録 確認時期	
D-20	コンソーシアム構成員の役割（6年目～20年目） 重要な役職の承継：チュウブおよび美保テクノスが派遣したSPC従業員は、技術・ノウハウを習得するに連れ、SPCにおける重要な役職（運転保守課長、各主任技術者）を担います。それに伴い、チュウブおよび美保テクノスは、本事業の複数の業務で、主導的な役割を担い始めます。	提案書B4	組織図（体制図）	毎年4月末日	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・実施体制図を確認
D-21	SPC（第1層）から県に提出する資料は、事前にコンソーシアム構成員が確認（第2層）する仕組みとします。また、地域住民が本事業に対し随時SPCに意見を伝える（第3層）ことができる体制とします。	提案書B7	モニタリング実施計画書	2021年4月末日					
D-22	事業実施の人員体制 ・提案書記載の人数の確保	提案書B21	組織図（体制図）	変更時都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11 2025/10/6	・実施体制図を確認
D-23	本事業が地元中心の事業となるよう、コンソーシアム構成員以外の地元企業を引受け手として、希望者に優先株を発行します。（シニアローンのうち一部（上限5億円を想定）は地元企業による優先株出資を募ります。）	提案書B22 B26	定款	優先株発行後					
D-24	保険は①組立、②企業総合、③企業費用・利益総合、④施設賠償責任の4種類に過不足なく加入します。	提案書B25	保険契約書	契約時都度	所長	事業統括責任者	適合	2025/10/6 2026/1/7	・日野川第一発電所（企業総合（利益）、施設賠償）の契約書を確認
D-25	本事業で発電した電力は、丸紅グループ傘下丸紅新電力の代理店として最終消費者への販売を行います。	提案書E2	業務委託契約書（丸紅新電力の代理店としての契約）	毎年4月末日～毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・営業リストを確認
D-26	地元企業へ、再整備業務を通じて累計で41億円の発注を行います。	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	2024年11月末日					
D-27	チュウブおよび美保テクノスは土木建築工事の施工を担い、業者の選定・発注においては地元企業を積極的に起用します。 地元での調達に困難な資材については県内商社からの購入を優先します。	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	2024年11月末日					
D-28	事業開始から20年目までの運営維持業務については、地元企業への発注額を21億円とします。	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	毎年4月末日～毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・運営維持業務の発注先実績リストを確認
D-29	SPC運営に伴う経費類（ホームページ、什器、備品等）は全て地元で調達する。	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	毎年4月末日～毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・地元企業への発注先実績リストを確認
D-30	事業期間を通じて県内資材を5億円以上活用します。 （県内産資材調達と県内商社からの調達）	提案書E2	地元企業への発注先実績リスト	毎年4月末日～毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・地元企業への発注先実績リストを確認
D-31	県内人材の雇用計画 運転保守（ダム） 事業開始（日野川運転開始）から5年間はダム管理主任技術者およびダム水路主任技術者を三峰川電力と中部電力からの派遣者が担います。 地元企業であるチュウブおよび美保テクノスからの派遣者は、事業開始から5年間運転保守課で業務を経験し必要資格を取得します。6年目よりダム管理主任技術者とダム水路主任技術者の立場を担います。6年目に、運転保守課で2名のプロパー社員を雇用します。	提案書E6	研修計画・実績書	都度	所長	事業統括責任者	適合	2026/4/10	・地元企業からの派遣者の第2種ダム水路主任技術者免状取得を確認
D-32	県内人材の雇用計画 運転保守（電気） 10年目までは電気主任技術者を三峰川電力からの派遣者が担います。11年目以降は地元企業からの派遣者が電気主任技術者試験第二種を取得し、電気主任技術者を担う予定です。11年目に、運転保守課でプロパー社員を1名新規に雇用します。	提案書E6	研修計画・実績書	都度					
D-33	地域共生担当は、地元企業からの派遣者が担います。21年目から本格展開する予定の地域経済活性化についての内容が具体的に固まり次第（18年目を想定）、地域共生課を新設し、プロパー社員を地域共生水力担当、地域共生PPS担当、地域共生総合サービス担当として雇用します	提案書E6	組織図（体制図）	18年目の年度末日を設定					
D-34	県のPPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針に沿うよう、SPCの社内規程において下記①②に記載している資材調達についての基本方針を明記することで、県内資材の活用の方針について明確化します。 ①SPCは下請負について一般競争入札および指名競争入札応募条件表を参考とし、県内事業者または県内に事務所を置く事業者に発注するよう努めます。 ②SPCは工事および委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者または県内に事務所を置く事業者を活用するよう努めます。	提案書E8	地元企業への発注先実績リスト	2021年5月末日～毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・地元企業への発注先実績リストを確認

別紙 1ー統括マネジメント業務に係る要求性能確認計画書兼報告書【報告期間：令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）】（白地：今回モニタリング対象項目・グレー着色：今回モニタリング対象外）

D

NO	チェック項目	掲載場所	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				
					確認者		確認記録		備考
					1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	
D-35	情報開示により、地域住民の防災意識の向上に寄与します。自治体の要望に応じて、開示データを市役所等の自治体施設にあるモニターに投影し、ホームページでの閲覧が困難な地域住民向けにも情報を提供します。地域住民の防災意識向上に寄与する情報開示本社を米子市に構える株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク（以下「SCN」）と連携し、SCNのサービス契約者に対して、ケーブルテレビおよびスマートフォンを通じて警報を通知します。	提案書C3 E12 ・ 仕様書		4月末日					

No	チェック項目	確認書類・確認方法	実施予定時期	セルフモニタリング				
				確認者		確認記録		備考
				1次確認者	2次確認者	適合	確認時期	
E-1	電気の地産地消 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日（事業年度1年目以降から）→ 毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・令和6年度年間任意事業報告書を確認
E-2	鳥取環境大学との連携によるSDGsの推進 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日（事業年度1年目以降から）→ 毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・令和6年度年間任意事業報告書を確認
E-3	観光による鳥取のブランディング 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日（事業年度1年目以降から）→ 毎年4月～3月：7月	所長	事業統括責任者	適合	2025/7/11	・令和6年度年間任意事業報告書を確認
E-4	農林水産物のブランディング 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日（事業年度6年目以降から）					
E-5	地域防災の推進 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日（事業年度6年目以降から）					
E-6	中山間地域における生活交通確保の支援 進捗度合いおよび義務事業への影響についての報告	年間任意事業報告書	毎年4月末日（事業年度6年目以降から）					